

関税率表解説改正

新	旧
<p>15.15 その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 亜麻仁油及びその分別物</li> <li>1515.11 - - 粗油</li> <li>1515.19 - - その他のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>- とうもろこし油及びその分別物</li> </ul> </li> <li>1515.21 - - 粗油</li> <li>1515.29 - - その他のもの</li> <li>1515.30 - ひまし油及びその分別物</li> </ul> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1515.50 - ごま油及びその分別物</li> <li>1515.90 - その他のもの</li> </ul> <p>この項には、単独の不揮発性の植物性油脂及びその分別物を含む（この類の総説（B）参照）、ただし、15.07項から15.14項までに掲げるものを除く。特に、次のものが、商業上重要である。</p> <p>（1）～（3）（省 略）</p> <p><u>（4）</u>ごま油：これは一年生草本<i>Sesamum indicum</i>の種子から得られる。半乾性油で高品質のものは、ショートニング、サラダ油、マーガリンその他これらに類する食料品及び医薬品に使用される。低品質のものは工業用に使用される。</p> <p><u>（5）</u>桐（とう）油（China-wood oil）：これは、<i>Aleurites</i> 属の各種（例えば、<i>A. fordii</i>、<i>A. montana</i>）の種子から得られる。色は淡黄色から暗かっ色まであり、速乾性で、防腐性と防水性を有する。主な用途は、ワニス及びペイントの製造用である。</p> <p>（6）～（8）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>	<p>15.15 その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 亜麻仁油及びその分別物</li> <li>1515.11 - - 粗油</li> <li>1515.19 - - その他のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>- とうもろこし油及びその分別物</li> </ul> </li> <li>1515.21 - - 粗油</li> <li>1515.29 - - その他のもの</li> <li>1515.30 - ひまし油及びその分別物</li> <li><u>1515.40 - 桐油及びその分別物</u></li> <li>1515.50 - ごま油及びその分別物</li> <li>1515.90 - その他のもの</li> </ul> <p>この項には、単独の不揮発性の植物性油脂及びその分別物を含む（この類の総説（B）参照）、ただし、15.07項から15.14項までに掲げるものを除く。特に、次のものが、商業上重要である。</p> <p>（1）～（3）（省 略）</p> <p><u>（4）</u>桐（とう）油（China-wood oil）：これは、<i>Aleurites</i> 属の各種（例えば、<i>A. fordii</i>、<i>A. montana</i>）の種子から得られる。色は淡黄色から暗かっ色まであり、速乾性で、防腐性と防水性を有する。主な用途は、ワニス及びペイントの製造用である。</p> <p><u>（5）</u>ごま油：これは一年生草本<i>Sesamum indicum</i>の種子から得られる。半乾性油で高品質のものは、ショートニング、サラダ油、マーガリンその他これらに類する食料品及び医薬品に使用される。低品質のものは工業用に使用される。</p> <p>（6）～（8）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>15.16 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>上記の油脂は、ろうの特性を有するものであっても又その後脱臭その他のこれに類する精製工程を経たものであっても、直接食用に供することができるものであるかないかを問わずこの項に含まれる。ただし、この項には、水素添加等の処理を受けた油脂及びその分別物で、組織調整（組織又は結晶構造の変更）のような、食用目的のため、更に調製したものを含まない（15.17）。</p> <p><u>この項には、更に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化した油脂又はそれらの分別物で、二以上の油脂を変性したものを含まない（15.17又は15.18）。</u></p>	<p>15.16 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>上記の油脂は、ろうの特性を有するものであっても又その後脱臭その他のこれに類する精製工程を経たものであっても、直接食用に供することができるものであるかないかを問わずこの項に含まれる。ただし、この項には、水素添加等の処理を受けた油脂及びその分別物で、組織調整（組織又は結晶構造の変更）のような、食用目的のため、更に調製したものを含まない（15.17）。</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p>
<p>15.17 マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この類には、また、単独の油脂（又はその分別物。水素添加してあるかないかを問わない。）を乳化、攪（かく）拌、組織調整等を行って製造した食用の調製品を含む。</p> <p><u>この項には、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化した油脂又はそれらの分別物で、二以上の油脂を変性したものを含む。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>この項は、更に、タロー又はロードを圧搾して得た物品（15.03）のみならず、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化した油脂又はそれらの分別物で、単一の油脂を変性したものを含まない（15.16）。</u></p>	<p>15.17 マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この類には、また、単独の油脂（又はその分別物。水素添加してあるかないかを問わない。）を乳化、攪（かく）拌、組織調整等を行って製造した食用の調製品を含む。</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>更に、この項には、タロー又はロードを圧搾して得た物品を含まない（15.03）。</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>15.18 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル化油、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（A）（省略）</p> <p>（B）この類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>これらには、とりわけ、使用ずみの揚げ油で、例えば、菜種油、大豆油及び少量の動物性の脂肪を含有し、飼料の調製に使用するものを含む。</p> <p><u>この項は、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化した油脂又はそれらの分別物で、二以上の油脂を変性したのものも含む。</u></p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>（a）（省略）</p> <p>（b）<u>水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化した油脂又はそれらの分別物で、単一の油脂を変性したもの（15.16）</u></p> <p>（c）～（d）（省略）</p>	<p>15.18 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル化油、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（A）（省略）</p> <p>（B）この類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>これらには、とりわけ、使用ずみの揚げ油で、例えば、菜種油、大豆油及び少量の動物性の脂肪を含有し、飼料の調製に使用するものを含む。</p> <p>（新規）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>（a）（省略）</p> <p>（b）<u>水素添加、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化した油脂（15.16）</u></p> <p>（c）～（d）（省略）</p>